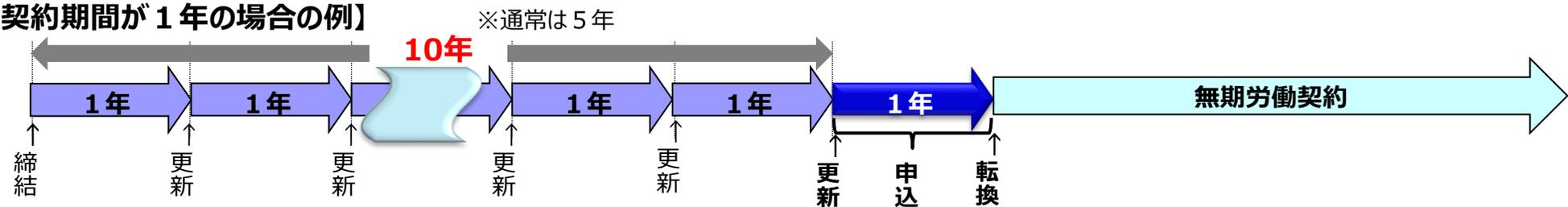


大学、研究開発法人等の研究者等に対する無期転換ルールの特例について

- 有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが（無期転換ルール、労働契約法第18条）、大学等、研究開発法人等の研究者、技術者及び研究開発等に係る運営管理業務の従事者（URA等）、教員等については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ活性化法）」（※）及び「大学の教員等の任期に関する法律」において、無期転換の申込みができるまでの期間を、通算10年とする特例が定められている。

（※）旧名：研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律

【契約期間が1年の場合の例】



【特例の対象者】

※①～④：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、⑤：大学の教員等の任期に関する法律

- ① 研究者等であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者（研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む））
- ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務の従事者であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者（URA等）
- ③ 共同研究開発等の業務に専ら従事する研究者等であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者
- ④ 共同研究開発等の運営管理業務に専ら従事する者であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者
- ⑤ 大学の教員等の任期に関する法律に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等

【対象となる大学、研究開発法人、試験研究機関等】

※研究開発法人、試験研究機関等は、科技イノベ活性化法及び同法施行令において限定列举されている。

<大学等>

- ※大学と以下の大学共同利用機関
- 人間文化研究機構
 - ・国立歴史民俗博物館
 - ・国立国語研究所 等
 - 自然科学研究機構
 - ・国立天文台
 - ・基礎生物学研究所 等
 - 高エネルギー加速器研究機構
 - ・素粒子原子核研究所 等
 - 情報・システム研究機構
 - ・統計数理研究所 等

<研究開発法人>

- ※全て独立行政法人。
- ・日本医療研究開発機構
 - ・情報通信研究機構
 - ・酒類総合研究所
 - ・国立特別支援教育総合研究所
 - ・国立科学博物館
 - ・物質・材料研究機構
 - ・防災科学技術研究所
 - ・量子科学技術研究開発機構
 - ・科学技術振興機構
 - ・日本学術振興会
 - ・理化学研究所
 - ・宇宙航空研究開発機構
 - ・海洋研究開発機構
 - ・日本原子力研究開発機構
 - ・労働者健康安全機構
 - ・医薬基盤・健康・栄養研究所
 - ・国立がん研究センター
 - ・国立循環器病研究センター
 - ・国立精神・神経医療研究センター
 - ・国立国際医療研究センター
 - ・国立成育医療研究センター
 - ・国立長寿医療研究センター
 - ・農業・食品産業技術総合研究機構
 - ・国際農林水産業研究センター
 - ・森林研究・整備機構
 - ・水産研究・教育機構
 - ・経済産業研究所
 - ・産業技術総合研究所
 - ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構
 - ・新エネルギー・産業技術総合開発機構
 - ・土木研究所
 - ・建築研究所
 - ・海上・港湾・航空技術研究所
 - ・自動車技術総合機構
 - ・国立環境研究所
 - ・環境再生保全機構

<試験研究機関等>

- ・経済社会総合研究所
- ・科学警察研究所
- ・国立教育政策研究所
- ・科学技術・学術政策研究所
- ・国立医薬品食品衛生研究所
- ・国立保健医療科学院
- ・国立社会保障・人口問題研究所
- ・国立感染症研究所
- ・動物医薬品検査所
- ・農林水産政策研究所
- ・国土技術政策総合研究所
- ・気象研究所
- ・地磁気観測所
- ・消防大学校
- ・国立障害者リハビリテーションセンター
- ・国土地理院
- ・気象大学校
- ・海上保安大学校
- ・防衛装備庁航空装備研究所
- ・陸上装備研究所
- ・艦艇装備研究所
- ・次世代装備研究所
- ・千歳/下北/岐阜試験場
- ・防衛研究所
- ・防衛大学校
- ・(独)農林水産消費安全技術センター
- ・(独)製品評価技術基盤機構
- ・(独)国立印刷局
- ・自衛隊中央病院
- ・防衛医科大学校

●「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」（令和4年度）結果（概要）について

大学等及び研究開発法人の研究者、教員等について無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする労働契約法の特例の対象者に関して、令和5年4月1日以降、本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、当該特例等に関する実態把握のための調査を実施。

【概要】

(1) 調査期日： 令和4年9月1日時点 ※一部の項目については令和5年1月時点の状況を再調査

(2) 調査対象： <機関調査> 国立大学、公立大学、私立大学、大学共同利用機関法人、研究 開発法人 全846機関（うち681機関回答）

<研究者・教員等調査> 大学等及び研究開発法人の研究者、教員等 に対する労働契約法の特例が適用されている方

主な調査結果（及び現時点での考察）

※令和5年2月7日公表

機関からの回答において、2022年度末で通算契約期間10年を迎える者（12,137人）について、2023年度以降も有期労働契約を継続するもしくは継続の可能性のある者（継続の場合、労働者に無期転換申込権が発生）が5,424人（44.7%）、未定の者が4,997人（41.2%）等となった。

令和4年9月1日時点での調査であり、確たる回答が難しかったとも考えられるものの、今後の雇用契約の見通しが未定の者について、状況のフォローアップと適切な対応が必要である。また、令和5年4月以降に無期転換申込権が発生する（可能性を含む）者については、所属機関において労働関係法令に則り適切に対応いただく必要がある。

調査に回答のあった機関中、特例対象者に対し特例の対象となる旨を伝えている機関は、今後早期に伝える予定としている機関も含め432機関（88.5%）、特例対象者に対し制度の概要や無期転換申込手順を伝えている機関は、今後早期に伝える予定としている機関も含め416機関（85.2%）となった。（令和5年1月の追加調査結果も含む）

当省からも、特例対象者と有期労働契約を締結する場合には相手方に特例の内容を説明するなどの適切な運用を行うよう随時依頼してきたところであるが、引き続き、特例対象者に対して適切に説明を行うことが求められる。

研究者、教員等への調査の結果については、回答が任意であるため約6,900人からの回答となったが、その範囲において、無期転換を希望する者が3,814人であった。

無期転換を希望する者が一定人数存在していることも踏まえ、各機関において、労働関係法令に則り、適切に対応いただく必要がある。



令和5年2月7日

「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」（令和4年度）の調査結果（主要項目）について公表します

文部科学省では、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等について無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする労働契約法の特例の対象者に関して、令和5年4月1日以降、本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、当該特例等に関する実態把握のため、「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」を実施しました。このたび、主要項目について結果を取りまとめるとともに、本調査結果を踏まえ、各機関に改めて適切な対応を促す依頼文を发出しましたので、公表いたします。

1. 調査内容

（1）調査期日：令和4年9月1日現在

※一部の項目については令和5年1月時点の状況を再調査

（2）調査対象：

<機関調査>

国立大学、公立大学、私立大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人 全846機関中681機関回答

<研究者・教員等調査>

条件(1)(2)(3)のいずれかを満たし、無期転換申込権の発生までの期間を10年とする特例が適用されている方

条件(1)：研究者等であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約を締結した方

条件(2)：研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結した方

条件(3)：大学の教員等の任期に関する法律（任期法）に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等の方

※1 回答は任意であり、「特例に該当するか分からない」と回答した方も含む。

※2 調査対象者の職種は以下のとおり分類する。

教員等：大学の教授、准教授、講師、助教及び助手、もしくは大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究又は教育に従事する方

研究者：独立して研究活動を行う能力を有し、研究に従事する方

（教員等・研究者両方に該当する場合は「教員等」に分類）

技術者：機関において施設や設備の設計、試験、分析等の業務を行う方（研究開発の補助を行う方を含む）

URA：研究者とともに（自ら研究を行う種とは別の位置づけとして）、研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う（単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない。）ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する方

その他：主たる業務が上記のいずれにも含まれない方

2. 調査結果の概要

今回の調査は、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例対象者の状況について、全国の大学等、研究開発法人及び各機関に所属する研究者、教員等を対象として初めて実施したものの。

主な結果及び現時点での考察（矢印以下の部分）は以下のとおり。（主な結果の詳細は5ページ以降に記載のとおり。）

①機関からの回答において、研究者、教員等に対する労働契約法の特例対象者のうち、2022年度末で通算契約期間10年を迎える者（12,137人）について、2023年度以降も有期労働契約を継続するもしくは継続の可能性がある者（継続の場合、労働者に無期転換申込権が発生）が5,424人（44.7%）、未定の者が4,997人（41.2%）等であった。

→令和4年9月1日時点での調査であり、確たる回答が難しかったとも考えられるものの、今後の雇用契約の見通しが未定の者について、状況のフォローアップと適切な対応が必要である。また、令和5年4月以降に無期転換申込権が発生する（可能性を含む）者については、所属機関において労働関係法令に則り適切に対応いただく必要がある。

②調査に回答のあった機関中、労働契約締結時に労働者に対し特例対象者となるか否か必ず伝えている機関が218機関（44.7%）、特例対象者に対し制度の概要や無期転換申込手順を必ず伝えている機関が193機関（39.5%）であった。

これを受け、伝えていない場合がある機関に対し令和5年1月に追加調査を行ったところ、各事項について「既に伝えている」もしくは「今後早期に伝えるよう対応を予定」と回答した機関があり、これらをあわせると、特例対象者に対し特例の対象となる旨を伝えている機関は、今後早期に伝える予定としている機関も含め432機関（88.5%）、特例対象者に対し制度の概要や無期転換申込手順を伝えている機関は、今後早期に伝える予定としている機関も含め416機関（85.2%）となった。

→当省からも、特例対象者と有期労働契約を締結する場合には相手方に特例の内容を説明するなどの適切な運用を行うよう随時依頼してきたところであるが、引き続き、特例対象者に対して適切に説明を行うことが求められる。

③研究者、教員等への調査の結果については、回答が任意であるため約6,900人からの回答となったが、その範囲において、無期転換を希望する者が3,814人であった。

→無期転換を希望する者が一定人数存在していることも踏まえ、各機関において、労働関係法令に則り、適切に対応いただく必要がある。

3. 今後の対応

○調査結果を今後の政策検討を行うための基礎資料として活用するとともに、関係機関等に周知し、改めて各機関等における適切な対応を依頼する。

【関係機関等への依頼のポイント】

- ・無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的とした雇止め等を行うことは労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないことに留意し、各部局や法人内における10年特例の適切な運用に向けた対応を改めて促すこと
- ・令和4年度末以降の雇用契約の見通しについて、組織全体として、引き続き状況把握に努めるとともに、現在見通しが未定の者がいるような場合などには、できるだけ早期に説明・相談を行うこと
- ・特例対象者に対し、相手方が特例対象者となる旨等の説明を適切に行うこと

※関係機関等に対しては、昨年11月に無期転換ルールの円滑な運用について依頼しているところであるが、今般の調査結果を踏まえ、改めて依頼を发出。依頼文全文：

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00067.html

※今後関係機関に対し会議等においても依頼予定

○令和5年4月以降の各機関の対応状況を把握するため、フォローアップ調査を実施する予定。

<参考>労働契約法特例の概要

- ・労働契約法の改正により、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的とした「無期転換ルール」が平成25年4月から導入されている。
- ・研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等については、無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする特例が設けられている。

<担当> 科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室
室長 岡 貴子
課長補佐 對崎 真楠
係長 森岡 文子
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-4198（直通）

「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」調査結果の概要

I. 機関調査結果

1. 特例対象者の概要

- ・回答機関全体の労働者 653,597 人のうち、無期労働契約者は 341,603 人(52.3%)、有期労働契約者は 311,994 人(47.7%)、うち特例対象者(※1)は 99,776 人(15.3%)。(図1)
- ・回答機関全体で特例対象者は 99,776 人であり、特例対象者のうち教員等が 72,638 人(72.8%)。(図2)
- ・特例対象者の所属は、私立大学が 46,197 人(46.3%)、国立大学が 37,848 人(37.9%)、研究開発法人が 8,109 人(8.1%)、公立大学が 5,805 人(5.8%)。(図2)
- ・特例対象者のうち、2022 年度末で通算契約期間(※2)10 年を迎える者は 12,137 人(12.2%)。(図3)
- ・2022 年度末で通算契約期間 10 年を迎える特例対象者の所属は、私立大学が 7,265 人(59.9%)、国立大学が 2,673 人(22.0%)、研究開発法人が 1,278 人(10.5%)、公立大学が 730 人(6.0%)。(図3)

図1 回答機関全体の労働者数の内訳

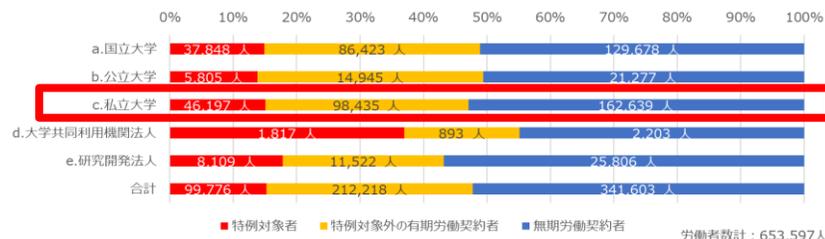
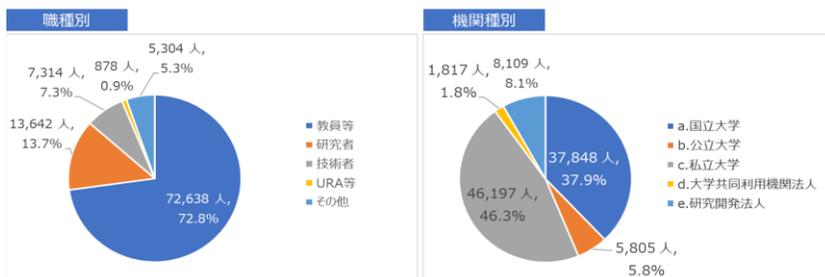
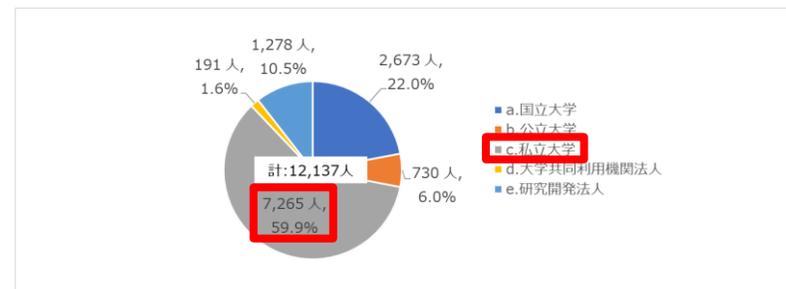


図2 特例対象者の人数



	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
a.国立大学	24,889	8,061	3,176	342	342	1,380	37.9%
b.公立大学	4,540	326	255	174	510	5,805	5.8%
c.私立大学	42,619	1,093	192	55	2,238	46,197	46.3%
d.大学共同利用機関法人	589	343	278	25	582	1,817	1.8%
e.研究開発法人	1	3,819	3,413	282	594	8,109	8.1%
合計	72,638	13,642	7,314	878	5,304	99,776	100.0%
割合	72.8%	13.7%	7.3%	0.9%	5.3%		

図3 特例対象者のうち 2022 年度末で通算契約期間 10 年を迎える者の人数



※1以下(1)(2)(3)のいずれかを満たし、無期転換申込発生までの期間を 10 年とする特例が適用される者（調査時点での通算契約期間が 5 年未満の者も含む）

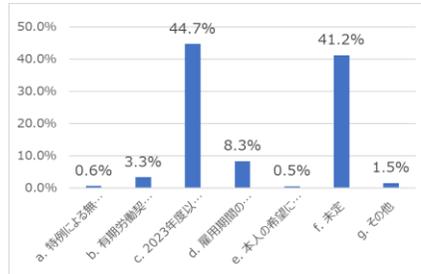
- (1) 研究者等であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約を締結した者
- (2) 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結した者
- (3) 大学の教員等の任期に関する法律（任期法）に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等

※22013 年 4 月 1 日以降に開始した契約の 2022 年度末時点における通算期間（2022 年度末まで雇用契約を継続すると仮定しての通算期間）

2. 特例対象者に対する機関の対応

- 2022年9月1日時点において、2022年度末で通算契約期間10年を迎える特例対象者について、「2023年度以降も有期労働契約を継続するもしくは継続の可能性がある」者（無期転換申込権が発生するもしくはその可能性がある者）が5,424人（44.7%）、「未定」の者が4,997人（41.2%）。(図4)
 - 雇用契約の上限等に基づき2022年度中に雇用契約を終了し、その後雇用契約を結ぶ予定はない者についてその理由は、「定期的に入材を入れ換えることで、より良い教育・研究環境を構築したいから」と回答した機関が43機関（52.4%）、「当該労働者が従事するプロジェクト等が終了したから」と回答した機関が21機関（25.6%）。(図5) ※複数回答可
 - 2022年9月1日時点においては、労働契約締結時に労働者に対し特例対象者となるか必ず伝えている機関が218機関（44.7%）、伝えている場合と伝えていない場合がある機関が68機関（13.9%）、伝えていない機関が202機関（41.4%）。また、特例対象者に対し特例の制度概要や無期転換申込手順を必ず伝えている機関が193機関（39.5%）、伝えている場合と伝えていない場合がある機関が82機関（16.8%）、伝えていない機関が213機関（43.6%）。
- さらに、伝えていない場合がある機関に対し令和5年1月に追加調査を行ったところ、特例対象者に対し特例の対象となる旨を既に伝えている機関が51機関（10.5%）、今後早期に伝えるよう対応を予定している機関が163機関（33.4%）であり、令和4年9月1日時点で必ず伝えている機関とあわせると432機関（88.5%）、特例対象者に対し制度の概要や無期転換申込手順を既に伝えている機関が49機関（10.0%）、今後早期に伝えるよう対応を予定している機関が174機関（35.7%）であり、令和4年9月1日時点で必ず伝えている機関とあわせると416機関（85.2%）(図6)
- 無期転換ルール以外で有期契約労働者を無期転換する独自の制度や慣行が存在する機関が194機関（28.5%）。(図7)

図4 特例対象者のうち2022年度末で通算契約期間10年を迎える者の今後の雇用契約の見通し別の人数



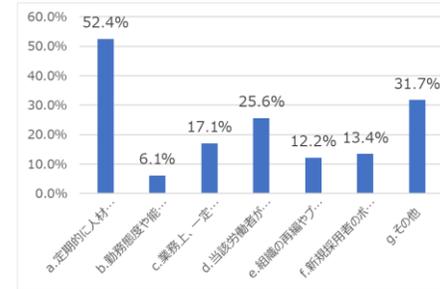
(回答項目全文)

- a. 特例による無期転換申込権発生前だが、2022年度中に無期労働契約を締結する予定（もしくはすでに行った）
- b. 有期労働契約は2022年度中に終了するが、2023年度以降も有期労働契約を締結する予定
- c. 2023年度以降も有期労働契約を継続するもしくは継続の可能性が（労働者に無期転換申込権が発生）
- d. 雇用期間の上限等に基づき2022年度中に雇用契約を終了し、その後雇用契約を結ぶ予定はない
- e. 本人の希望により2022年度中に雇用契約を終了し、その後雇用契約を結ぶ予定はない
- f. 未定
- g. その他

(機関種別人数データ)

機関種別	a. 特例による無期転換申込権発生前だが、2022年度中に無期労働契約を締結する予定（もしくはすでに行った）	b. 有期労働契約	c. 2023年度以降も有期労働契約を継続する	d. 雇用期間の上限等に基づき2022年度中に雇用契約を終了し、その後雇用契約を結ぶ予定はない	e. 本人の希望	f. 未定	g. その他	合計	割合
a. 国立大学	7	135	1,088	299	36	1,088	20	2,673	22.0%
b. 公立大学	4	25	282	25	4	257	133	730	6.0%
c. 私立大学	54	202	3,091	612	23	3,258	25	7,265	59.9%
d. 大学共同利用機関法人	1	1	75	38	0	74	2	191	1.6%
e. 研究開発法人	3	38	888	28	1	320	0	1,278	10.5%
合計	69	401	5,424	1,002	64	4,997	180	12,137	100.0%
割合	0.6%	3.3%	44.7%	8.3%	0.5%	41.2%	1.5%		

図5 2022年度末で通算契約期間10年を迎える特例対象者のうち、雇用期間の上限等に基づき2022年度中に雇用契約を終了し、その後雇用契約を結ぶ予定はない者について、その理由（複数回答可）



(回答項目全文)

- a. 定期的に入材を入れ換えることで、より良い教育・研究環境を構築したいから
- b. 勤務態度や能力等に問題があったから、職場に合わなかったから
- c. 業務上、一定期間のみの雇用契約で足りたから
- d. 当該労働者が従事するプロジェクト等が終了したから
- e. 組織の再編やプロジェクトの見直し等があったから
- f. 新規採用者のポストを確保したいから
- g. その他

(機関種別人数データ)

機関種別	a. 定期的に入材を入れ換える能力等に問題があったから、より良い教育・研究環境を構築したいから	b. 勤務態度や能力等に問題があったから、職場に合わなかったから	c. 業務上、一定期間のみの雇用契約で足りたから	d. 当該労働者が従事するプロジェクト等が終了したから	e. 組織の再編やプロジェクトの見直し等があったから	f. 新規採用者のポストを確保したいから	g. その他	合計	割合
a. 国立大学	11	0	7	12	1	4	9	28	34.1%
b. 公立大学	6	0	1	4	1	3	2	9	11.0%
c. 私立大学	25	5	3	2	7	3	11	41	50.0%
d. 大学共同利用機関法人	1	0	1	1	1	1	1	1	1.2%
e. 研究開発法人	0	0	2	2	0	0	3	3	3.7%
合計	43	5	14	21	10	11	26	82	100.0%
割合	52.4%	6.1%	17.1%	25.6%	12.2%	13.4%	31.7%		

図6 労働者に対する説明状況

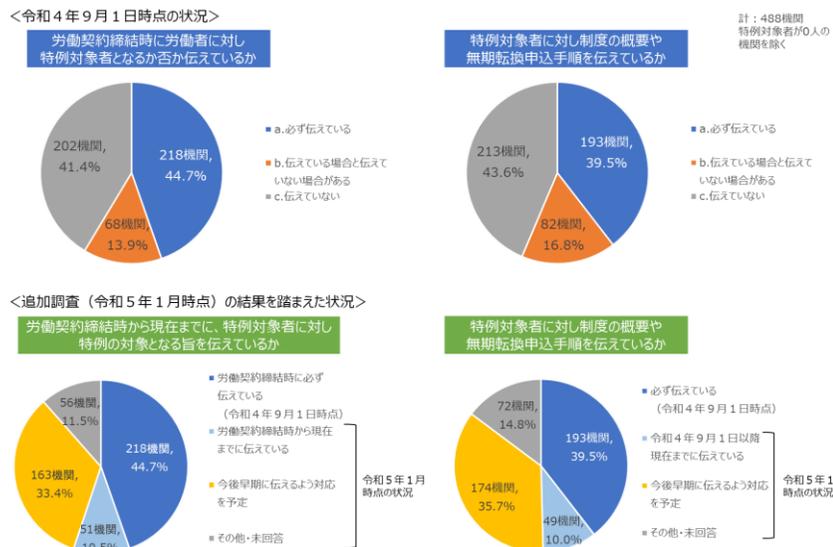
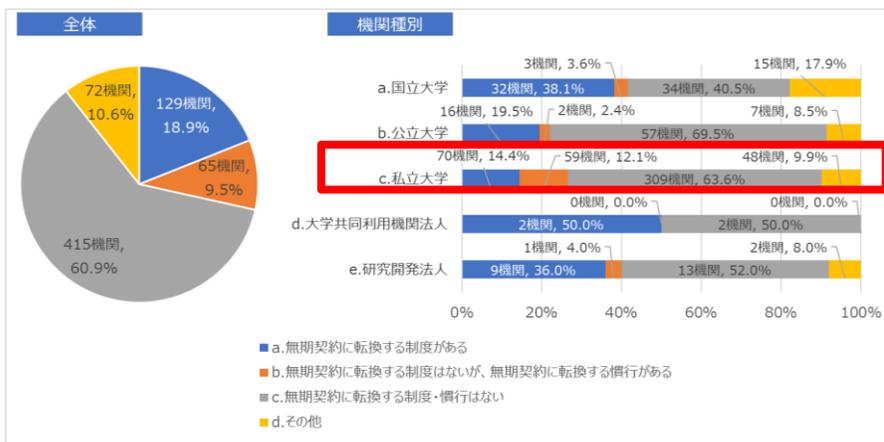


図7 無期転換ルール以外で有期契約労働者を無期転換する独自の仕組みの有無

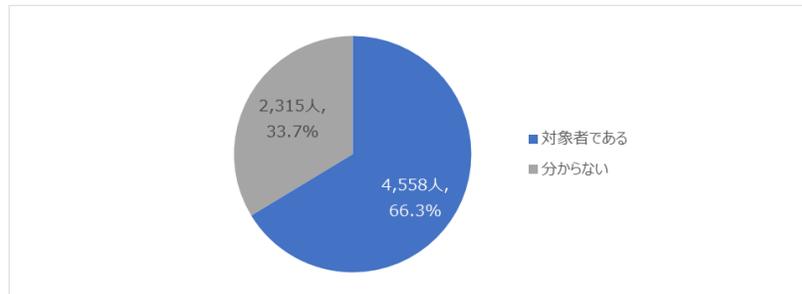


II. 研究者・教員等調査結果

1. 回答者の認識

- ・回答者数は6,873人であった。（※機関調査によれば、回答機関における特例対象者の合計は99,776人）
- ・自分が特例対象者であると回答した者が4,558人、特例対象者が分からないと回答した者が2,315人。（図8）

図8 回答者自身が特例対象者か否かについて



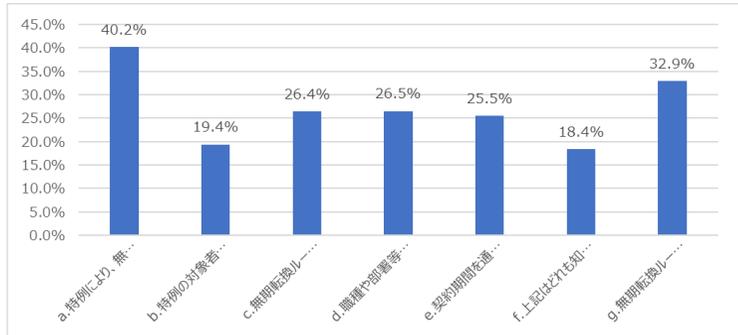
（機関種別人数データ）

機関種別	a. 対象者である	b. 分からない	合計
a. 国立大学	2,111	1,129	3,240
b. 公立大学	231	155	386
c. 私立大学	1,518	906	2,424
d. 大学共同利用機関法人	190	11	201
e. 研究開発法人	503	110	613
f. 国立試験研究機関	1	0	1
g. 公設試験研究機関	4	4	8
合計	4,558	2,315	6,873

2. 無期転換ルールの特例に関する知識

・無期転換ルールの特例について、特例により無期転換申込権が通算契約期間5年ではなく10年で発生することを把握している者は2,763人、何も知らない・聞いたことがない者は2,263人。(図9) ※複数回答可

図9 無期転換ルールの特例に関して回答者自身知っていること（複数回答可）



(回答項目全文)

- a. 特例により、無期転換申込権が通算契約期間5年ではなく10年で発生する
- b. 特例の対象者は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第1項及び大学の教員等の任期に関する法律第7条第1項に規定されている研究者、教員等である
- c. 無期転換ルールが適用されるのは、2013年4月1日以降に開始（更新）された有期労働契約である
- d. 職種や部署等が変わっても、「同一の使用者」との間なら契約期間は通算される
- e. 契約期間を通算して10年を超えても、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない
- f. 上記はどれも知らないが、無期転換ルールの特例という言葉は聞いたことがある
- g. 無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない

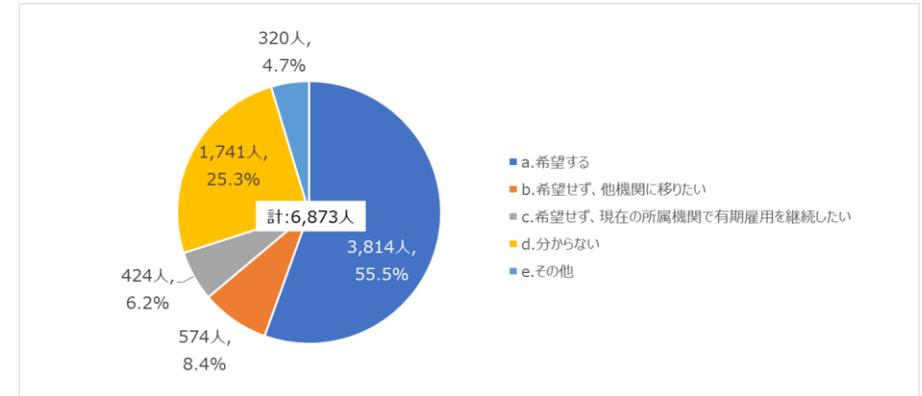
(人数データ)

a.	b.	c.	d.	e.	f.	g.	回答者数合計
2,763	1,334	1,815	1,820	1,755	1,267	2,263	6,873

3. 無期転換に関わる意向

・現在の所属機関における無期転換を希望する者が3,814人、無期転換を希望せず他機関に移りたい者は574人、現在の所属機関で有期雇用を継続したい者は424人、「分からない」と回答した者が1,741人。(図10)

図10 現在の所属機関における無期転換に関わる回答者自身の意向



● 大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例に関する対応について

■ 貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について（依頼）（令和4年11月7日付4文科科第556号）

令和5年4月1日以降、特例対象者について本格的な無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえ、関係機関において特例の適切な運用に向けて万全を期していただくよう改めて依頼。※各機関における取組の参考として、研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等（※）を添付

（※）研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等（抜粋）

<研究者育成支援に関する取組例>

- 有期雇用の若手研究者の雇用安定化及び人材育成等に取り組む部局に対して支援金を配分している
- ポストの都合で「教授」への採用等が見送られることがないように部局の「准教授」ポストを一定期間「教授」にアップシフトして人件費の差額分を大学本部が負担し、一定期間終了後は、当該部局における本来の「教授」の採用可能数に切り替える等の運用としている
- 雇用財源に外部資金（競争的研究費、共同研究費、寄附金等）を活用することで捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てている

<無期転換に関する取組例（周知等）>

- 被雇用者への無期転換ルール説明に加え、労働条件通知書自体でも無期転換ルールを説明、特例対象者適用の有無も個別に明記している
- 無期転換ルールに関するe-ラーニングの受講を雇用責任者全員に義務付けている
- URAは通算契約期間5年で法定の10年よりも早期に無期転換可能にしている

■ 貴法人における無期転換ルールの適切な運用について（依頼）（令和5年2月7日付4文科科第664号）

「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」（令和4年度）の調査結果を踏まえ、関係機関において特例の適切な運用に努めていただくよう改めて依頼。※各機関における取組の参考として、特例対象者に対するキャリアサポートに係る取組例（※）を記載

（ポイント）

- ・ 無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的とした雇止め等を行うことは労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないことに留意し、各部局や法人内における10年特例の適切な運用に向けた対応を改めて促すこと
- ・ 令和4年度末以降の雇用契約の見通しについて、組織全体として、引き続き状況把握に努めるとともに、現在見通しが未定の者がいるような場合などには、できるだけ早期に説明・相談を行うこと
- ・ 特例対象者に対し、相手方が特例対象者となる旨等の説明を適切に行うこと

（※）特例対象者に対するキャリアサポートに係る取組例（「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」回答より）

- ・ 全有期労働契約者の無期転換権の発生日、発生状況及び無期転換権の申し込み状況を一元的に管理
- ・ 雇用契約を終了する場合、今後のキャリアについて面談を実施
- ・ 適性適職診断の実施
- ・ 機関内のホームページにおいて他機関の公募情報を掲載
- ・ 転出支援セミナーや個別転職相談会の開催

※令和5年4月以降の各機関の対応状況を把握するため、フォローアップ調査を実施する予定。

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 所 管 各 研 究 開 発 法 人 の 長

文 部 科 学 省 科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 局 長
柿 田 恭 良
初 等 中 等 教 育 局 長
藤 原 章 夫
高 等 教 育 局 長
池 田 貴 城
研 究 振 興 局 長
森 晃 憲
研 究 開 発 局 長
千 原 由 幸
文 化 庁 次 長
杉 浦 久 弘

貴法人における無期転換ルールの適切な運用について（依頼）

大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例（以下「10年特例」という。）等に関する実態把握のための「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」の実施に御協力いただき、御礼申し上げます。今般、参考1のとおり結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

今般の調査では、回答機関における、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約の令和4年度末時点における通算期間が10年となる10年特例の対象者（以下「特例対象者」という。）のうち、令和4年度末以降の雇用契約の見通しが未定の者が41.2%、令和4年度中に雇用期間の上限等に基づき雇用契約を終了し、その後雇用契約を結ぶ予定のない者が8.3%、令和5年度以降も有期労働契約を継続する又は継続の可能性があ

る者が44.7%、令和4年度中又は令和5年度以降に無期労働契約を締結する予定の者が3.9%という結果になりました。

従前からお願いしておりますとおり、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないことに御留意いただき、労働者から無期転換申込があった場合の対応の準備を含め、改めて、各部署や法人内における10年特例の適切な運用に向けた対応を促していただきますようお願いいたします。

令和5年4月以降の雇用契約の見通しについては、調査時点から状況が変化している可能性もありますが、特例対象者について本格的な無期転換申込権の発生が見込まれる重要な時期を迎えることに鑑み、組織全体として、引き続き、状況把握に努めるとともに、現在見通しが未定の特例対象者がいるような場合などには、令和5年4月以降の雇用の見通しについて、できるだけ早期に説明・相談を行っていただくようお願いいたします。

なお、有期労働契約に関しては、契約期間が満了する場合においても、

- ・ 雇止め法理（労働契約法第19条）に基づき、期間の定めのない契約と実質的に変わらない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、雇止めが認められないことがあること
- ・ 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに關する基準」に基づき、3回以上契約が更新されている場合や1年を超えて継続勤務している人については、契約を更新しない場合、使用者は30日前までに予告しなければならないことに留意していただくなど、労働関係法令に則った対応をよろしくをお願いいたします。

その上で、仮に契約期間の満了に伴い雇用関係を終了する場合であっても、必要に応じ、説明・相談に努めていただくとともに、下記のキャリアサポートに係る取組例（参考2）も参考にしていただきつつ、必要な対応をお願いいたします。

また、今般の調査においては、特例対象者が在籍する機関のうち、労働契約締結時に労働者に対し特例対象者となるか伝えていない機関や、10年特例に関し、特例対象者に対し制度の概要や無期転換申込手順を伝えていない機関がありましたが、従前通知しているとおり、特例対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が特例対象者となる旨等を書面により明示し、その制度の概要や内容を説明するなど、適切な対応をよろしくをお願いいたします。

以上、各機関におかれましては、無期転換ルールの適切な運用に努めていただくようお願いいたします。当省としまして、令和5年4月以降の各機関の対応状況について調査を行わせていただく予定です。よろしくをお願いいたします。

(参考1)「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査結果」調査結果(主要項目)

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/1357901_00004.htm

(参考2) 特例対象者に対するキャリアサポートに係る取組例

- ※「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」回答より
- ・全有期労働契約者の無期転換権の発生日、発生状況及び無期転換権の申し込み状況を一元的に管理
- ・雇用契約を終了する場合、今後のキャリアについて面談を実施
- ・適性適職診断の実施
- ・機関内のホームページにおいて他機関の公募情報を掲載
- ・転出支援セミナーや個別転職相談会の開催

(参考3) 無期転換ルールの適切な運用に関する通知等

- ・「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について」(平成31年3月29日付30文科科第755号科学技術・学術政策局長等通知)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415017.htm

- ・貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について(依頼)(令和4年11月7日付4文科科第556号科学技術・学術政策局長等通知)
別添のとおり
- ・厚生労働省「適切な労務管理のポイント」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000920658.pdf>

(参考4) 無期転換ルールに関する問い合わせ先

- ・10年特例について: 文部科学省下記連絡先
- ・無期転換ルール一般について: 厚生労働省「無期転換ルール特別相談窓口」
<https://muki.mhlw.go.jp/contact/>

【本件担当】

TEL: 代表 03-5253-4111

- ※ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2に関すること
科学技術・学術政策局人材政策課(内線4198)
E-mail: kiban@mext.go.jp

- ※ 大学の教員等の任期に関する法律第7条に関すること
高等教育局大学教育・入試課(内線2493)
E-mail: daiyakuc@mext.go.jp